

法務省刑総第521号
令和元年10月22日

検事総長殿
検事長殿
検事正殿

法務省刑事局長 小山太士
(公印省略)
法務省保護局長 今福章二
(公印省略)

復権令に基づく恩赦事務の取扱いについて（依命通達）

本日公布、施行された復権令（令和元年政令第131号）に基づく復権事務については、下記事項に留意の上、その処理に遺憾のないよう願います。

記

第1 復権事務の取扱いについて

復権に関する事務は、次に定めるところによる。

1 復権に関する事務を担当する検察官

復権に関する事務（恩赦法（以下「法」という。）第14条及び恩赦法施行規則（以下「規則」という。）第13条から第15条までの規定による裁判書原本への付記事務及び復権証明事務を除く。）を行う検察官（以下「復権事務担当検察官」という。）は、次の区分による。

- (1) 1個の裁判により罰金に処せられた者に関しては、当該罰金の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官
- (2) 2個以上の裁判により罰金に処せられた者に関しては、最後に確定した罰金の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官

2 対象者の把握及び前科照会

- (1) 各検察庁において、自府で保管している裁判書原本等を確認し、自府に対応する裁判所の裁判により罰金に処せられた者で、その全部の執行を終わり又は執行の免除を得た日から基準日の前日までに3年以上を経過し、基準日までに5年を経過しないものを調査し、適宜の方法により把握する。
- (2) (1)により把握した者について、前科（犯歴事務規程（以下「規程」という。）

第2条第2号に掲げる道交裁判（以下「道交裁判」という。）に係る前科を含む。）の有無を照会する。前科の照会を書面でする場合には、前科照会書（恩赦）（別紙様式第1号）による。

(3) (2)による前科照会の結果、1、(2)により、他の検察庁の検察官が復権事務担当検察官に該当することが判明したときは、当該復権事務担当検察官に対し、速やかに復権対象者通知書（別紙様式第2号）により復権令の対象者を通知する。この場合において、必要に応じ、当該対象者に係る前科調書を送付するものとする。

3 刑の執行状況照会

(1) 2、(2)による前科照会の結果、刑の執行終了日の判明しないものがあるときは、検察総合情報管理システムにより刑の執行状況を確認し、更に必要があるときは、その刑の執行指揮をした検察官の属する検察庁の徴収担当事務官又は執行担当事務官に対し、刑の執行状況に関する照会書（恩赦）（別紙様式第3号）により照会する。

(2) (1)により照会を受けた検察庁の執行担当事務官は、照会に係る禁錮以上の刑の執行終了日が自庁において判明しないときは、その刑の執行を指揮した刑事施設又はその刑を言い渡した裁判所に対応する検察庁等に照会して執行終了日を調査する。

4 復権令により復権した者の特定

2、(1)の対象者で、2、(2)及び3による前科照会等の結果、全ての罰金の執行を終わり又は執行の免除を得た日から基準日の前日までに3年以上を経過したもので、他に禁錮以上の刑に処せられていないもの（禁錮以上の刑の言渡しが、基準日の前日までに、又は基準日の前日の経過に伴い、刑法第27条の規定（執行猶予期間の経過）、同法第34条の2の規定（刑の消滅）、法第3条の規定（大赦）又は法第5条の規定（特赦）により効力を失っているものを含む。）については、後記5から7までの事務を行う。

5 復権通知及び復権証明

(1) 復権事務担当検察官は、復権令により復権した者のうち、公民権を回復した者に対し、復権通知書（別紙様式第4号）により、その旨を通知する。

(2) 復権の対象となる罰金の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官は、規則第15条の規定に基づく復権証明の申出があったときは、復権証明書（別紙様式第5号）を交付する。この場合において、証明の申出を受けた検察官が復権事務担当検察官でないときは、復権事務担当検察官に照会し、その回答を待って復権証明書を交付する。

なお、復権証明は、既に復権通知がなされている場合においても行う必要が

ある。

6 裁判書原本付記等

- (1) 裁判書原本付記は、調査の結果、復権令により復権した者であることが判明した都度、復権の対象となる全ての刑について、別紙の記載例により、裁判書原本の被告人氏名の上部に行うものとする。なお、裁判書原本には検察官の記名押印をすることが望ましいが、押印のみでも足りる。
- (2) 復権事務担当検察官は、規則第13条による裁判書原本に付記すべき検察官（以下「原本付記検察官」という。）が他にあるときは、当該検察官に対し、恩赦事項通知書（原本付記用）（別紙様式第6号）により復権した旨を通知する。
- (3) 原本付記検察官は、裁判書原本（規程第9条第1項に掲げる切符原票（以下「切符原票」という。）を除く。）が他の検察庁にあるときは、当該検察庁の検察官に対し、裁判書原本付記嘱託書（別紙様式第7号）により裁判書原本付記の嘱託をする。
- (4) 付記をすべき裁判書原本が切符原票である場合、当該切符原票を保管する検察庁の検察官は、恩赦事項通知書（乙）（規程書式例様式第22号）の送付を受けたときには、原本付記検察官から裁判書原本付記の嘱託を受けたものとして事務を行うものとする。

7 本籍市区町村長への恩赦事項通知等

- (1) 復権令により復権した者（公民権を回復した者を除く。）に係る刑執行状況等通知の手続については、規程第4条、第8条又は第10条により行う。
- (2) 復権令により復権した者のうち、公民権を回復した者に係る刑執行状況等通知の手続については、規程にかかわらず、次の事務を行う。
 - ア 復権事務担当検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官は、恩赦事項通知書（甲）（規程書式例様式第4号）又は恩赦事項通知書（乙）を作成した上、これを当該公民権を回復した者の戸籍事務を管掌する市区町村長（以下「本籍市区町村長」という。）に対して送付する。
 - イ 地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官は、恩赦事項通知書（甲）を作成したとき又はウによりその写しの送付を受けたときは、電子計算機により復権があった旨を把握する手続をする。
 - ウ 地方検察庁の本庁以外の検察庁の犯歴担当事務官は、恩赦事項通知書（甲）を作成したときは、その写しを当該検察庁の所在地を管轄する地方検察庁の本庁の犯歴担当事務官に対して送付する。この場合において、当該通知書の写しには、既に本籍市区町村長に通知済みである旨を明示する。
 - エ 本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、恩赦事項通知書（乙）を作成したと

き又はオによりその写しの送付を受けたときは、犯歴票に復権があった旨を把握するために必要な事項を記入する。

オ 本籍地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官は、恩赦事項通知書（乙）を作成したときは、その写しを本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に対して送付する。この場合において、当該通知書の写しには、既に本籍市区町村長に通知済みである旨を明示する。

第2 優先して行う事務について

復権令により復権した者のうち、公民権を回復した者に係る復権に関する事務及び復権した者からの申出又は本籍市区町村長等からの照会に係る復権に関する事務は、その他の者に関する事務に優先して行うものとする。

なお、本籍市区町村長からの照会を受けた検察庁が復権事務担当検察官の属する検察庁でないときは、復権事務担当検察官に照会し、その回答を待って本籍市区町村長に回答する。この場合において、復権事務担当検察官の属する犯歴担当事務官は、当該本籍市区町村長に対し、恩赦事項通知書（甲）又は恩赦事項通知書（乙）によって通知することを要しない。

別紙

(裁判書原本付記の記載例)

令和元年10月22日政令第131号復権令により令和元年10月22日をもって
復権

様式第1号

前 科 照 会 書 (恩 敘)

年 月 日

地方検察庁 檢察事務官 殿

検察庁 (官職氏名)

別添の者の前科を調査の上、至急回答願いたい。

調査対象 前 科	1 電算処理対象裁判
	2 非電算処理対象者に対する裁判
3 道交裁判(過去10年分) (注 既決犯罪通知書(丙)に登載された前科を回答する場合は、その旨表示願います。)	

前 科 回 答 書

年 月 日

検察庁 (官職氏名) 殿

地方検察庁 檢察事務官

照会書記載の前科について、別添のとおり回答する。

別添

様式第2号

復 権 対 象 者 通 知 書

年 月 日

検 察 庁

檢 察 官 檢 事 殿

検 察 庁

檢 察 官 檢 事

次の者は貴庁において復権に関する事務が行われるべき者と認められるので、通知する。

氏 名	年 月 日 生		
本 籍			
住 居			
罪 名			
有罪の裁判を した裁判所	裁 判 所		
裁 判 の 日	年 月 日		
確 定 の 日	年 月 日		
刑 名	刑 期	懲役・禁錮	年 月
	金 額	罰 金	円
備 考			
		担 当 者	

(用紙 日本産業規格 A 4)

様式第3号

刑の執行状況に関する照会書（恩赦）

年 月 日

検察庁 檢察事務官 殿

検察庁 檢察事務官

次の刑の執行状況を調査の上、至急回答願いたい。

氏名	年 月 日生		
罪名			
裁判	第一審	年 月 日	裁判所
	第二審	年 月 日	高等裁判所
	上告審	年 月 日	最高裁判所
	確定の日	年 月 日	
刑名	刑期	年 月	罰金 円

刑の執行状況に関する回答書

年 月 日

検察庁 檢察事務官 殿

検察庁 檢察事務官

照会書記載の前科について、下記のとおり回答する。

記

- 1 照会に係る刑は 年 月 日現在未執行である。
- 2 照会に係る刑は執行中である。（執行指揮先 ）
- 3 照会に係る刑は 年 月 日に執行終了している。
- 4 備考

(注意) 執行指揮を嘱託したもので未執行であるときは、嘱託先を4に記入する。

(用紙 日本産業規格A4)

復 権 通 知 書

殿

(本籍)

(生年月日) 年 月 日

あなたは、令和元年10月22日政令第131号復権令により、有罪の言渡しを受けたため法令の規定により喪失し又は停止されている資格を令和元年10月22日をもって回復したので、通知します。

年 月 日

検察庁

検察官 検事

復 権 証 明 書

殿

(本籍)

(住所)

(生年月日)

年 月 日

あなたは、令和元年10月22日政令第131号復権令により、有罪の言渡しを受けたため
法令の規定により喪失し又は停止されている資格を令和元年10月22日をもって回復したの
で、証明します。

年 月 日

検察庁

検察官 検事

恩赦事項通知書（原本付記用）

年 月 日

検察庁

検察官 檢事 殿

検察庁

検察官 檢事

次の者は下記のとおり復権したので、通知する。

おって、裁判書原本に恩赦事項を付記願いたい。

氏名	年 月 日生		
本籍			
罪名			
有罪の裁判を した裁判所	裁判所		
裁判の日	年 月 日		
確定の日	年 月 日		
刑期 刑名 金額	懲役・禁錮 罰金	年 月 円	
恩赦事項	〔記載例〕 令和元年10月22日政令第131号復権令により令和元年10月22日をもって復権		
備考			

裁判書原本付記嘱託書

年 月 日

検察官 検事 殿
検察官 検事

検察官 検事 殿
検察官 検事

次の者の恩赦事項を裁判書原本に付記されたく、嘱託する。

氏名	年 月 日生		
本籍			
罪名			
有罪の裁判を した裁判所	裁判所		
裁判の日	年 月 日		
確定の日	年 月 日		
刑期 刑名 金額	懲役・禁錮 罰金	年 月 円	
恩赦事項	<p>[記載例]</p> <p>令和元年10月22日政令第131号復権令により令和元年10月22日をもって復権</p>		
備考			

(用紙 日本産業規格A4)